

『秦漢時代における皇帝と社会』

福島大我

本稿では、中国古代の皇帝制度の形成という問題について、主に地理的・空間的な支配・把握の様相と、その変遷も含めて、皇帝と一般民との接点となる政策から、皇帝支配の正当性についての問題とその質的な転換を探ることを試みた。本稿では、実証面における課題などをなお多く残すものの、以下の点について明らかにすることができた。

まず、第1章から第3章においては、主に地理的・空間的な側面での支配についての形成過程とその変遷の分析を行った。

第1章「皇帝権力の戸口把握—逃亡規定からみた」においては、出土資料である張家山漢簡や睡虎地秦簡などに含まれる法律文書を用いて、秦・前漢初期における国家による「亡」に対する規定の分析を行った。そして、一般民の「亡」に対する国家の対応について、それが、郡県（直轄地）内の郷里間の移動に収まる場合は比較的寛容な姿勢をとっていた点と、一方で逃亡者がいずれの郷里社会の枠内からも抜け落ち、独自の勢力を形成し、郷里社会の存続と国家の統治を脅かす存在となる恐れがある事態に対しては強硬な姿勢でもって取り締まり、また国家の支配領域を越えての、諸侯国（外国）への逃亡（人口流出）や諸侯国からの犯罪者（間諜なども含む）に対しては、厳罰に処していた点が明らかになった。ここから国家と郷里社会の関係、および国家権力の正当性について以下の如き観点が導き出される。国家の郷里間の移動への比較的寛容な姿勢は、税役徴収単位としての個別農民をなるべく多く安定して保護・把握する機能を果たし、またそのことは亡人を受け入れる郷里社会の存在を前提としていた。その国家の寛容さは、郷里社会からすれば、郷里社会の秩序を維持する機能をもつ。また国家は、群盗、あるいは諸侯国（外国）の脅威から郷里社会の秩序を庇護する存在でもある。こうした観点によれば、亡規定は、郷里社会を一方向的に支配するのではなく、郷里社会からその正当性を承認された存在として国家統治が認識されていたことを示す一つの素材となるものと理解できると考えた。

第2章「前漢代における「首都圏」の形成」では、ここでも、張家山漢簡『二年律令』などを持ちいて、前漢前半期において専制権力の領域統治の基盤となる「首都圏」の形成過程について検討した。統一秦においては、万里の長城のみが境界となり、それ以南の統一秦の国内の領域に対して一元的な郡県制的統治を企図したが、前漢初期においては長城以南においてもその支配の濃淡によって境域の区分がなされた。それは、首都長安を中心とする統一前の秦の領域とほぼ重なる。境界には「五關」を置いて黄金や馬匹などの貴重品の出入に厳格な規定を行なって「關中」を堅持した。その「關外」ではあるが直轄統治の対象となる郡県地域、そして、その「五關」外の郡県地域をいわば緩衝地帯とし、その外側に位置する諸侯国であった。当該期の諸侯国に対しては、支配対象となる直轄地の一般民の出入（「亡」ともかわる）について大きな注意を払い、戦国時代を想起させる規定もみえる仮想敵国としての一面もあった。

第3章「前漢代における「首都圏」の展開」では、前章で明らかになった区分について、その後の「首都圏」の変遷と直轄統治としての郡県制的支配の全国展開について考察した。前漢中期にかけては、長安の位置する京兆尹と左馮翊・右扶風（三輔。狭義・通常の意味での關中）において、陵邑への徙民による人的・経済的資源の集中や酷吏の任用などにより、三輔制の形成と堅持が行われる。そこでは、三輔と一般の郡国（諸侯国・諸侯王国においても「郡県化」が進行）との区分が重要な意味をもった。また、一方で郡国廟の設置などにより、全国的な均質化も企図された。そして、前漢後期における、皇帝を頂点とした統一国家の統治制度の確立と、全国的な均質化の確保によって、それらの政策は役割を終

えることとなる。統一秦において推し進められた「天下」の「統一」政策が、前漢前半期の妥協を経て後半期においてようやく結実し、以降二千年にわたる制度的な祖形として成立することを、こうした「首都圏」の変遷からみてとった。

以上の考察により、中国の専制権力の支配空間の変遷における特質と、その変遷の時代的画期とが明らかになった。これは、前漢時代を通じての専制権力における支配構造にあらわれる変化と時期的に一致する。支配構造における変化と、皇帝権力の正当性の問題、そしてその正当性を付与する社会の変化について、4章以降で検討した、

第4章「瑞祥からみた漢代の皇帝権力」では、漢代における皇帝権力と儒家思想の接近という潮流において、天人相関論・災異説とかかわる瑞祥を素材として検討し、瑞祥がその「出現」回数においても特筆される宣帝期に政策（賜爵や賜与・賑恤といった「贈与」）と明示的に関連してくることを指摘した。このことは、儒家思想における支配体制に寄与するための理論の整備・確立とともに、皇帝権力においても質的な転換が求められていたことに起因する。それは、皇帝個人の能力や血統といった人格的な支配基盤を超越した、より普遍化された制度としての皇帝支配の構築への志向を意味する。武帝期には依然として選択可能なものとして併存していた諸家の思想は、武帝の死後、霍光専権期を経て、宣帝期にはこのような面でも「儒家一尊」へと方向性がつけられることになる。そして、次代の元帝以降の礼制・廟制の整備や陵邑の廃止などの動向へと展開していくとの説明を試みた。

第5章「賜与・賑恤政策からみた漢代の皇帝権力」において、前章では、その契機としての瑞祥を中心とて触れた一般民への賜与・賑恤政策について、その理念的な背景や、前漢を通じての変遷を追い、皇帝支配におけるその役割や前章までの議論とかかわる支配の変質の画期について検討した。増淵龍夫氏の指摘した専制権力の基盤となる山林藪沢の富の集積について、それを財源とする君主家産の具体的な使途として、賜与・賑恤による再分配（贈与）があり、それが専制権力の正当性の一因となると考えた。前漢においても、皇帝の家産（帝室財政）を財源とする、またはその解放にもとづく賜与・賑恤によって、共同体機能の維持や弱者救済が行われ、郷里社会における両極分解への防止が企図された。そして、このことにより、民からの皇帝支配の正当性が付与されていた。そして、それは前漢後半期の豪族の台頭による両極分解の深刻化と、そこで経済単位として析出せざるをえなくなった単婚小家族が、不作や災害によって再生産を果たしえない状況に陥ることが多くなるという郷里社会の変化に対応して、当該期に頻繁に行われることとなる。また、財政的にも前漢後半には国家財政と帝室財政が一体化していくことは、皇帝の人格的（家産的）な支配から制度的な支配への変質ともかかわるものと理解した。

最後に、これら諸章において以上の如く捉えた中国の統一国家形成期における専制権力とその正当性についての試論に基づいて、そのことがもつ歴史的な意味を概観したい。

秦の天下統一と「始皇帝」の誕生は、確かにひとつの画期であったが、それは始皇帝という強力な人格に頼った支配であったということができよう。そのことは彼の死後に、彼が全国一律に実施した郡県制的支配が崩壊したことからも裏付けられる。戦国秦において実施されていた富の再分配システムは、統合された旧六国に一元的に設置された郡を通して全国的に拡大したものとなった。ただし、この広大な領域での再分配システムの実施は、あくまで始皇帝個人の存在なくしては実現され得なかった。

秦を襲って前漢王朝を打ち立てた高祖劉邦は、皇帝の称号を復活させたが、封建制的支配の復活である郡国制を採用し、自らの根拠地として「首都圏」を堅持するという方策をとらざるを得なかった。すなわち、秦代に存在していた全国的な再分配システムを劉邦は維持できなかった。そのため、確実に支配が及ぶ、それはすなわちその支配の正当性を確保できる皇帝権力の根拠地としての「首都圏」を設置した。この「首都圏」自体は、統一秦の時代にもあった。それは戦国秦の領域であり、「内史」とよばれ

たものである。しかし統一秦の成立は、「内史」を存続させつつも、全国的に展開された郡へと相対的にその根拠地としての役割を減少させていた。しかし前漢初期ではそこを「首都圏」に設定して、根拠地とせざるを得なかった。そのことは、当該期における皇帝による一元的支配体制の未成熟を示すとともに、いまだ地域的な差異を強く残していた社会と、そこに居住する一般民からの正当性を、一朝一夕に、かつ全国的な規模において獲得できる段階ではなかったことを意味する。「首都圏」の設置、その外縁への郡県の設置、その外縁への「五關」の設置による交通制限の厳格化、さらに「五關」の外縁への郡県の設置といった、「首都圏」に対する二重・三重の防衛ラインを引いき、さらにその外縁に諸侯国を配置するといった体制は、まさにこの時代の皇帝支配のあり様を示している。皇帝が死守しなければならない富の再分配システムは、前漢初期の段階では「首都圏」の地を中心とするものでしかなかった。本稿の第1章や第2章で分析した状況がそのことを示している。

しかしその後、皇帝による支配がまがりなりにも継続することができ、また諸侯国地域の実質的郡県化という新たな動きのなかで、皇帝自身が直接統治する地域が拡大した。その結果、支配基盤であった「首都圏」は、その役割を徐々に縮小させ、前漢後半期に至って全国が一元的な郡県制のもとに位置づけられることで、ついに「首都圏」は、一般の郡県との差異を解消されていくことになる。この制度的な完成は武帝期であった。しかしこの時期の完成も、その契機自体は武帝の父、景帝の時代にあったとはいえ、武帝という強力な存在があっただけで実現したものとは評価することができる。しかし50年余という長期にわたって在位した武帝の死後、武帝という人格の欠落という事態が生じても、結果的にはこのシステムが継続されることになる。その存続の保障は何によって担保されたのか。本稿では、それこそが制度化による保障であったと考えたい。それは歴代中国王朝における皇帝支配の正当性への根拠となるに至った富の再分配システムに関する質的変化を意味した。皇帝個人の人格に頼ったシステムの維持から、皇帝個人の人格という属性から遊離した制度への変化であった（もちろんこの制度化された富の再分配システムも、皇帝の存在を前提にはしている）。第3章でみた三輔の陵邑への徙民の廃止や、郡国廟の廃止は、武帝以前（始皇帝時代も同様）においてそうであったような皇帝個人の人格から離れて、新たな富の再分配システムの制度的な構築にかかわる象徴的な政策であった。

皇帝支配の正当性における質的変化の時期に関しては、正当性を付与する民の、あるいは郷里社会の側の変化も想定される。第1章でみたように、前漢初期の段階においては、郷里社会には伝統的な秩序を維持する機能が残存していた。その点についての検討は他日を期さなければならないが、第5章でみたように、皇帝による賜与と賑恤という、いわば垂直的贈与による富の再分配が、武帝の死後に多くみられるようになるという現象は、前漢後半期における郷里社会がもっていた秩序維持機能の変質もその原因となっていたものと推測している。富の再分配を受ける側、すなわち郷里社会に居住する農民の存在形態における変質は、皇帝位の制度的な確立の時期と同調をみせた。人格的な支配からの脱却は、第4章でみたように、儒家思想によって理論化・普遍化されることになった。これら諸現象は、前漢後半期に至って確立され、その後の歴代王朝において維持される制度としての皇帝の出現となる。